(一財)電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパー(SERC Discussion Paper): SERC18002

COP24とパリ協定実施指針の解説

上野　貴弘*
電力中央研究所　社会経済研究所

作成日（2019年1月17日）

要約:

2018 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）・パリ協定第 1 回締約国会合第 3 部（CMA1-3）では、2015 年の第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定を実行に移すための実施指針が採択された。

本稿では、COP24 の成果と今後の見通しを解説することを目的とし、COP21 合意（パリ協定及び COP 決定）を振り返った上で、協定実施指針の意義及び COP24・CMA1-3 で合意された実施指針を解説する。そのうえで、パリ協定の実効性の事前評価を試み、パリ協定を巡る動きに関する今後の見通しを考察する。

免責事項
本ディスカッションペーパー中，意見にかかる部分は筆者のものであり，
電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

Disclaimer
The views expressed in this paper are solely those of the author(s), and do not necessarily reflect the views of CRIEPI or other organizations.

Copyright 2019 CRIEPI. All rights reserved.

COP24とパリ協定実施指針の解説

電力中央研究所　社会経済研究所

上野　貴弘

本プレゼンテーションは、
発表者が各国の見解と合意内容を解釈・整理したものであり、
発表者の理解・解釈・個人的見解に基づいています

国際枠組みの変遷

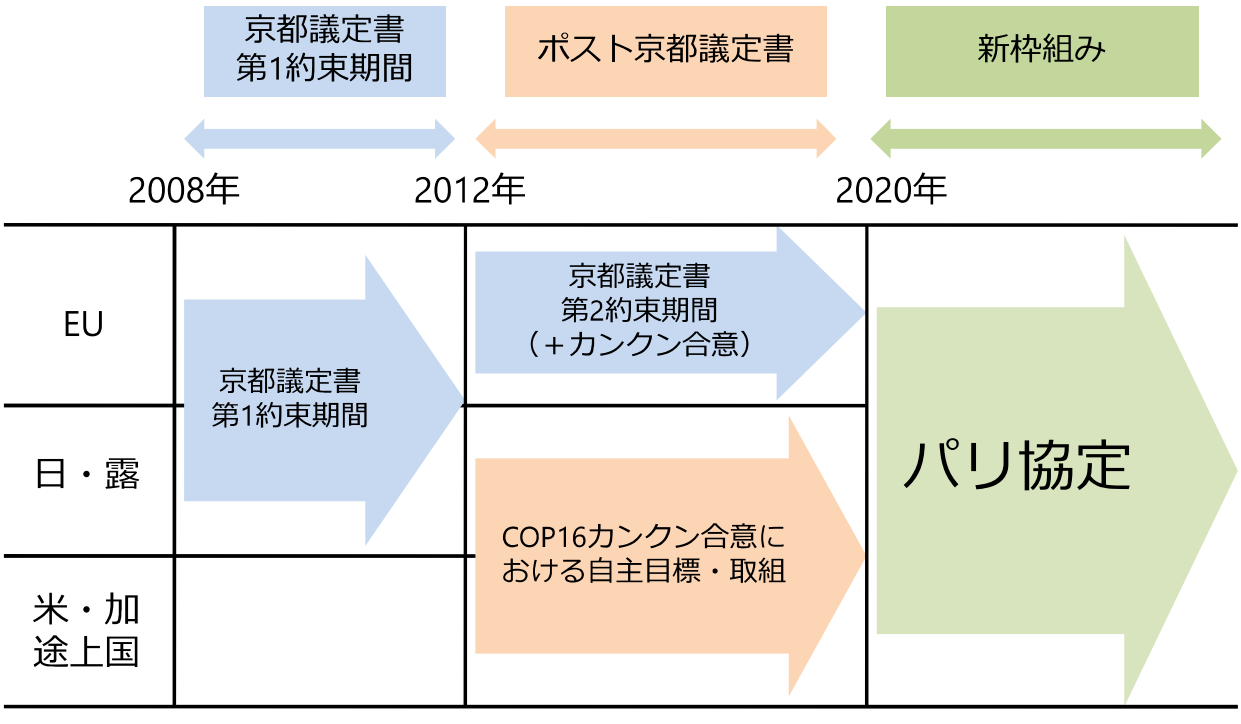

本資料の構成

1. COP21合意（パリ協定＋決定）の振り返り
2. 実施指針交渉の争点
3. COP24・CMA1-3で合意された実施指針
4. 考察―パリ協定の実効性と今後の見通し

1. COP21合意（パリ協定＋COP決定）の振り返り

詳細は、上野貴弘（2016）「COP21パリ協定の概要と分析・評価」
電力中央研究所報告、Y15017を参照
https://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/detail/Y15017.html

パリ協定の構造

目的（2条）　**長期目標**

緩和（4条）（＋森林（5条））
削減の国際移転（6条）
} **排出削減**

適応（7条）・ロス＆ダメージ（8条）**影響への適応及び被害**

資金（9条）、技術開発・移転（10条）、能力構築（11条）**途上国支援**

透明性枠組み（13条）　**国別の実施状況の報告・レビュー**

グローバルストックテイク（14条）　**世界全体の実施状況の評価**

実施・遵守促進（15条）**国別の義務実施の確認、制度的課題の検討**

緩和の自国決定貢献（nationally determined contribution, NDC）（4条）に関連する規定

太字は義務（shall）

(1) 世界全体の取組状況のストックテイク（グローバルストックテイク）	**2023年から5年ごと** ただし、緩和については2018年にタラノア対話
(2) ストックテイクを踏まえたNationally Determined Contribution（NDC）の提出	**NDCの準備・提出・維持** **5年ごとに提出、提出時に関連情報を添付** 大半の国の現在のNDCは2015年提出の約束草案 次回提出は2020年 次期貢献は当期貢献よりも前進 先進国は総量削減継続、途上国には経済全体の排出抑制・削減への漸次移行を奨励
(3) 各国貢献の理解促進期間と世界全体での効果分析（温度目標との比較等）	**提出年のCOPの9～12か月前に貢献を提出** **事務局の統合報告書**
(4) 貢献達成に向けた国内措置の実施と達成状況の報告・レビュー	**貢献達成を狙った国内措置の追求** **途上国による実施への支援提供** **NDCのアカウンティング** **隔年の進捗報告、専門家審査、多国間検討**

緩和（4条）に関するその他の規定

①長期目標（2条1(a)、4条1）　**太字は義務（shall）**

温度目標（2℃より十分低く抑える。1.5℃に向け努力；2条1(a)）
を達成すべく、
出来る限り早期に世界全体の排出の増加を止め、
今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを
実現できるようにすべく、
排出ピーク後、最善の科学にしたがって、急速削減を行う

②長期戦略（4条19、決定パラ35）

長期の低GHG排出発展戦略を策定・提出
2020年までに今世紀中頃の戦略を事務局に提出するように招請

③2020年に提出するNDC（決定パラ23&24）

現在のNDCが2025年までの国は新規のNDCを提出（2030年目標を想定）
現在のNDCが2030年までの国はそのNDCを提出または更新

資金（9条）に関する規定

①資金提供国の範囲（9条1、9条2）　**太字は義務（shall）**

先進国は、UNFCCC下での途上国への資金提供の義務を継続
その他の国に対しては、自主的にそのような支援を提供することを奨励

②資金動員（9条3、決定パラ53）

先進国は公的資金の重要な役割に留意しつつ、
様々な財源からの気候資金動員を継続リード

先進国は既存の動員目標（年間1000億ドル）を2025年まで継続

2025年に先立って協定締約国会合（CMA）は新たな全体定量目標を年間1000億ドルを下限値として設定（※主語を明示せず）

③事前情報の隔年提出（9条5）

先進国は資金提供・動員に関する定量・定性の示唆的情報（準備可能な場合は資金提供の予測値を含む）を、当てはまる場合に（as applicable）、隔年提出。資金提供を行う他国にも、自主的な情報提出を奨励

④事後情報の隔年提出（9条7）

先進国は公的介入による支援提供・動員の情報を隔年提出。他国にも奨励

透明性枠組み（13条）に関する規定

太字は義務（shall）

①単一枠組みの創設（13条1）

強化された透明性枠組み（an enhanced transparency framework）を創設

②緩和に関する報告（13条7）

各国は排出・吸収のインベントリーと、
NDCの実施・達成の進捗を追跡（track progress）するために
必要な情報を定期提供

③支援に関する報告（13条9）

先進国は提供した支援についての情報を提供
支援を提供する他国も提供

④情報の提供頻度（決定パラ90）

後発途上国と小島嶼国以外の全ての国は、
これらの情報を少なくとも2年ごとに提出

透明性枠組み（13条）に関する規定（続）

太字は義務（shall）

⑤専門家審査（TER）と多国間検討（FMCP）（13条11&12）

提出された情報に対して技術専門家による審査（review）を行って、
支援提供とNDCの実施・達成を検討し、改善すべき部分を特定する。

締約国は資金についての努力とNDCの実施・達成に関する進捗について、
促進的な多国間検討に参加
（※タイミングと頻度はCOP21時点では未定）

⑥途上国への柔軟性（13条2）

透明性に関する条項の実施に際し、
能力に照らして必要な場合には途上国に対して柔軟性を与える

⑦開始時期（決定パラ98）

（2020年目標を扱うカンクン合意における）最後の隔年報告・隔年更新報告の直後に、協定の透明性枠組みがカンクン合意のシステムに置き換わる

グローバルストックテイクに関する規定

太字は義務（shall）

①ストックテイクの目的（14条1）

協定の目的と長期目標に向けた全体の前進（collective progress）を評価するために、協定の実施状況を定期的に総括する（グローバルストックテイクと呼ぶ）

**包括的かつ促進的な形で、緩和・適応・支援を考慮し、
衡平と最善の科学に照らして、実施する**

②実施時期（14条2）

最初のストックテイクを2023年に行い、以降、5年毎に実施

③ストックテイクの成果と各国の取組との関係（14条3）

**グローバルストックテイクの成果は、
各国が行動・支援を自らの決定で更新・強化する際に、
締約国に対して情報を与える。国際協力を強化する際にも情報を与える**

その他の主な規定

太字は義務（shall）

実施円滑化と遵守促進（15条）

実施円滑化と遵守促進のメカニズムを創設
**このメカニズムは、専門家からなり、促進的な性質で、
透明・非敵対的・非罰則的な方法で機能する委員会で構成**

適応（7条）

適応能力の増強、レジリエンスの強化、脆弱性の低減という
適応のグローバル目標を設定

緩和の水準が高まれば追加的な適応努力のニーズは減る、適応ニーズが高まれば適応コストも高まると認識

各国は適切な場合に、適応の計画プロセスや行動実施を行う

各国は適切な場合に、適応報告を定期的に提出・更新する

グローバルストックテイクでは、途上国の適応努力の認識、適応とそのための支援の適切性・実効性の評価、適応のグローバル目標の達成に向けた全体進捗の評価を行う

パリ協定の特徴

全会一致の合意を得られるようなバランスを図るために
共通化・差異化や拘束力の有無を
緩和・適応・途上国支援等の分野ごとに使い分けつつ、 （→14頁）

5年ごとの世界全体での総括や実施状況に対する透明性強化を通じて、
長期目標（2℃目標等）の達成に向けて、
野心的な貢献を自発的に行うように各国に対して促す枠組み
（→15頁）

共通化・差異化と拘束力の有無の使い分け

太字は義務（shall）

	全ての国に共通	二分論（先進国と途上国の区別）による差異化	二分論以外の差異化
緩和	**5年ごとのNDC提出** **NDC達成を狙った国内措置の追求**	先進国は総量削減継続、途上国には経済全体の排出抑制・削減への漸次移行を奨励	**NDCの内容を自国決定（自己差異化）**
資金		**先進国はUNFCCC下での途上国への資金提供の義務を継続、隔年情報提出** 先進国は気候資金動員を継続リード、 先進国は既存目標を2025年まで継続	他国に対して、自主的な支援提供と隔年情報提出を奨励 2025年以降の資金目標の主語を明示せず
透明性	**各国はインベントリーとNDCの進捗追跡に必要な情報を定期提供** **技術専門家による審査と多国間検討を受ける**	**技術専門家による審査では、途上国の個別の能力・事情に特に注意を払う** **先進国は提供した資金・技術・能力構築支援についての情報を提供**	**能力に照らして必要な場合には途上国に対して柔軟性** 支援を提供する他国も支援提供の情報を提示
グローバルストックテイク	**グローバルストックテイクの成果は、各国が自らの決定で行動と支援を更新・強化する際に、締約国に対して情報を与える**		

パリ協定の骨格（緩和だけではなく取組全体についてのプロセスを設定）

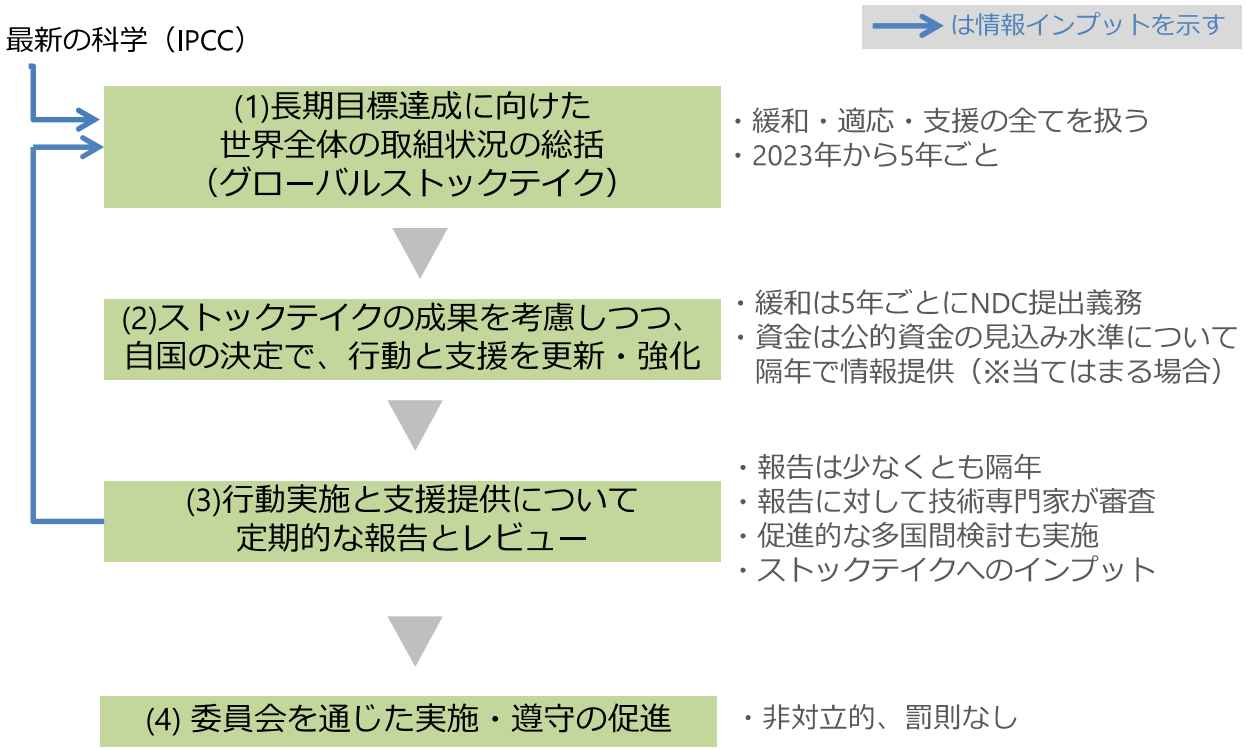

2. 実施指針交渉の争点

パリ協定の実施指針の意義

協定の実効性を左右する要素の１つ

パリ協定とCOP21決定は、制度の大枠を定めたが、
協定を実行に移すためには、詳細な指針（実施指針）が必要。
パリ協定の実効性の肝は、法的拘束力ではなく、
透明性強化による社会的圧力だが、
実施指針は透明性強化のための「プロセス」と「情報」を定めるものであり、協定の実効性を左右する要素の1つ

ただし、京都議定書の実施規則は目標達成の難易度に直接影響するが、パリ協定の実施指針は目標達成への影響は弱い

COP24+CMA1-3（2018年12月）を期限として交渉

2016年に早期発効したことを踏まえ、同年のCOP22に
交渉期限を2018年（COP24＋CMA1-3）に設定

パリ協定作業計画（PAWP）

“Paris Agreement Work Programme（PAWP）”

＝COP21決定においてCMA1（または2018年）における採択をマンデートとした議題＋2016年以降に追加された議題

→実施指針はPAWPの成果として採択されるもの

3つの補助機関において、議題別に議論

パリ協定特別作業部会（APA）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTA）、実施に関する補助機関会合（SBI）において、議題別に議論

【参考】PAWPの交渉議題（Decision 1/CP.23より）

Work of the Conference of the Parties and the subsidiary and constituted bodies on the work programme under the Paris Agreement for the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement

Matters relating to Article 4 of the Paris Agreement and paragraphs 22–35 of decision 1/CP.21　※4条（緩和・NDC）に関するもの

a. Further guidance in relation to the mitigation section of decision 1/CP.21 (APA)
b. Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 4, paragraph 12 (NDC registry) (SBI)
c. Common time frames for NDCs (Article 4, paragraph 10) (SBI)
d. Modalities, work programme and functions under the Paris Agreement of the forum on the impact of the implementation of response measures (SBSTA/SBI)

Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement and paragraphs 36–40 of decision 1/CP.21　※6条（削減成果の国際移転等）に関するもの

a. Guidance on cooperative approaches (Article 6, paragraph 2) (SBSTA)
b. Rules, modalities and procedures for the mechanism (Article 6, paragraph 4) (SBSTA)
c. Work programme under the framework for non-market approaches (Article 6, paragraph 8) (SBSTA)

【参考】 PAWPの交渉議題（Decision 1/CP.23より）

Matters relating to Article 7 of the Paris Agreement and paragraphs 41, 42 and 45 of decision 1/CP.21　※7条（適応）に関するもの

a. Further guidance for the adaptation communication (APA)

b. Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 7, paragraph 12 (adaptation registry) (SBI)

c. Review of adaptation-related institutional arrangements under the Convention (AC; SBSTA/SBI)

d. Methodologies for assessing adaptation needs with a view to assisting developing country Parties without placing an undue burden on them (AC; SBSTA/SBI)

e. Modalities for the recognition of adaptation efforts of developing country Parties under Article 7, paragraph 3 (AC/LEG; SBSTA/SBI)

f. Methodologies to facilitate the mobilization of support for adaptation in developing countries (AC/LEG, in collaboration with SCF; SBSTA/SBI)

g. Methodologies on reviewing the adequacy and effectiveness of adaptation and support referred to in Article 7, paragraph 14(c) (AC/LEG, in collaboration with SCF; SBSTA/SBI)

Matters relating to Article 8 of the Paris Agreement and paragraphs 47–51 of decision 1/CP.21　※8条（ロス＆ダメージ）に関するもの

a. Warsaw International Mechanism for Loss and Damage associated with Climate Change Impacts (WIM ExCom)

【参考】 PAWPの交渉議題（Decision 1/CP.23より）

Matters relating to Article 9 of the Paris Agreement and paragraphs 52–64 of decision 1/CP.21　※9条（資金）に関するもの

a. Modalities for the accounting of financial resources provided and mobilized through public interventions in accordance with Article 9, paragraph 7 (SBSTA)

b. Process to identify information to be provided by Parties in accordance with Article 9, paragraph 5(COP)

c. Adaptation Fund (APA)

Matters relating to Article 10 of the Paris Agreement and paragraphs 66–70 of decision 1/CP.21　※10条（技術）に関するもの

a. Scope and modalities of the periodic assessment of the Technology Mechanism (SBI)
b. Technology framework under Article 10, paragraph 4 (SBSTA)

Matters relating to Article 11 of the Paris Agreement and paragraph 81 of decision 1/CP.21　※11条（能力構築）に関するもの

a. Institutional arrangements on capacity-building to support the Paris Agreement (Article 11, paragraph 5) (COP)

Matters relating to Article 12 of the Paris Agreement and paragraphs 82 and 83 of decision 1/CP.21　※12条（教育等）に関するもの

a. Enhancing the implementation of education, training, public awareness, public participation and public access to information (SBI)

【参考】 PAWPの交渉議題（Decision 1/CP.23より）

Matters relating to Article 13 of the Paris Agreement and paragraphs 84–98 of decision 1/CP.21 ※13条（透明性枠組み）に関するもの

a. Modalities, procedures and guidelines for the enhanced transparency framework for action and support (APA)

Matters relating to Article 14 of the Paris Agreement and paragraphs 99–101 of decision 1/CP.21　※14条（グローバルストックテイク）に関するもの

a. Matters relating to the global stocktake (inputs/modalities) (APA)

Matters relating to Article 15 of the Paris Agreement and paragraphs 102 and 103 of decision 1/CP.21　※15条（実施遵守促進）に関するもの

a. Modalities and procedures for the effective operation of the committee to facilitate implementation and promote compliance (APA)

Possible additional matters relating to the implementation of the Paris Agreement (APA)

実施指針交渉の経緯

2016年～2018年に交渉

- 2016年～2017年：サブミッションと議論によるアイデア提示
- COP23（2017年）：議題ごとにアイデアを「非公式ノート」に集約
- APA1-5/SB48-1（2018年4-5月）：「非公式ノート」の整理・肉付け
- APA1-6/SB48-2（2018年9月）：「非公式ノート」の改訂
- COP24（2018年12月）：1週目はAPA/SBでテキスト交渉。2週目はCOP議長の下、主要議題については閣僚ファシリテーターを指名して交渉
- 2018年12月15日：COPプレナリにおいて、CMA（協定締約国会合）で採択する決定案を一括送付。CMAにおいて各種決定を一括採択

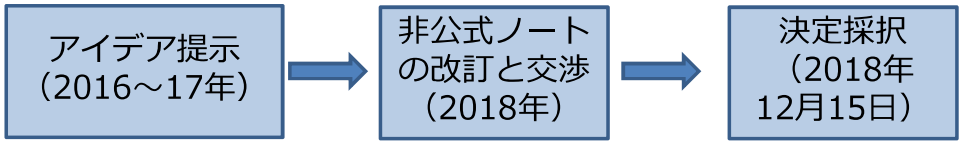

交渉グループ

UG（アンブレラグループ）：非EU先進国（日・米・加・豪・NZ・露・ノルウェー等）
EU：欧州連合加盟国
EIG（環境十全性グループ）：スイス・韓国・メキシコ

G77＋中国：全ての途上国が参加する連合体
- LMDC（有志途上国）：中・印・サウジアラビア・イラン等
- AOSIS（小島嶼国連合）：マーシャル諸島・モルジブ等
- LDC（後発開発途上国）：バングラデシュ・エチオピア等
- AILAC（ラテンアメリカ・カリブ独立連合）：チリ・コロンビア等
- AGN（アフリカグループ）：南アフリカ、マリ、エジプト
- ABU（アルゼンチン・ブラジル・ウルグアイ）：同3か国

実施指針交渉の争点

①分野固有の争点

分野ごとに争点と意見分布・各国の主張に相違

先進国 vs 途上国、LMDC vs その他、LMDC&アフリカ vs その他、AILAC・アフリカ vs サウジ、ブラジル vs その他、・・・

「共通化」と「差異化・途上国への配慮」も分野ごとに相違

あらゆる議題に出てくるが、それも分野ごとに固有の意見分布

②分野横断的な争点

分野間の対称性（parity）

緩和と同様のプロセスを、資金・支援についても設けるべきとの意見

2017年のCOP23以降、増加

議題間のバランス

APA議題だけではなく、SBIとSBSTAの議題も含めてPAWP全体でバランスを図るべきとの意見。途上国が繰り返し提示

①分野固有の争点ー各国の際立った主張

先進国全体：NDCの定量化促進に資する情報項目を多数提示

EU：グローバルストックテイクや資金議題で2条1(c)の具体化を独自提案

途上国全体：2025年以降の全体資金目標の早期検討開始を提案

LMDC（特に中国）：NDCの情報に関するガイダンスの義務的適用は2期目以降のNDCと主張

インド：グローバルストックテイクにおける衡平（equity）の強化を主張

サウジアラビア：「適応・経済多様化の緩和コベネフィット」「対応措置」「削減移転のバッファーレジストリー」など、固有提案を多数提示

ブラジル：CDMの自動移管や6条4クレジットへの相当調整不要など削減移転関連で独自の主張。土地部門の特別扱いに否定的

南アフリカ・アフリカグループ：資金支援の事前情報（9条5）のモダリティや適応支援ニーズの定量集計など、対称性追求の提案

LDC・AOSIS：ロス＆ダメージを透明性枠組みとグローバルストックテイクに埋め込むことを追求

①分野固有の争点ー共通化・差異化・途上国配慮

温暖化交渉の宿命的課題
（LMDCの戦術的な主張展開を除けば、）
制度全体に画一的に「先進国・途上国」の二分論（bifurcation）を
適用する時代は終わり、分野ごとに、共通化・差異化・途上国配慮を設定

COP21で決めきれなかった問題に解を与える必要
実施指針交渉では、**COP21で意図的に曖昧にしたものを具体化する必要**
しかも、小島嶼国（SIDS）・後発開発途上国（LDCs）の特別扱い以外には、
途上国のカテゴリー分けが実質不可能という制約の中で、解を導かなければならない

具体的には、**①透明性枠組みにおける柔軟性（※能力の観点から必要な途上国に付与）**、②NDC（4条）のガイダンスにおける途上国への配慮、
③グローバルストックテイクにおける衡平（equity）など。
最大論点は①。
また、**LMDCが①と②に二分論を組み込むことを主張。先進国は強く反対**

透明性枠組みにおける途上国への柔軟性

当初からの交渉状況を踏まえると、
「①米国の協定残留or将来の復帰の妨げにならないような内容」かつ
「②LDCs/SIDS以外の途上国にとって現実的に実行可能な内容」
の共通項が解。これらの重なりはかなり狭い可能性

①米国の残留・復帰の妨げにならない内容
オバマ前政権がパリ協定を二分論を克服したもの（**≒中国と同じ土俵**）と
国内アピールした経緯を踏まえれば、
「二分論の復活にしない」ということだが、
どこまでの柔軟性を認めると二分論の復活と見なされてしまうのか

②途上国にとって現実的に実行可能な内容
能力は国ごとに異なるが、途上国のカテゴリ分けは困難。
「能力の欠如」を自己決定する形にすると、
「意思の欠如」との区別が難しく、
柔軟性が無制限に認められ、実質的に二分論に戻ってしまう。
他方、画一的に厳しい内容にすると、対応できない国が出てくる
（特に、排出・吸収のインベントリについて）

【参考】パリ協定と気候変動枠組条約の関係

両条約は上下関係か、並列的関係か

協定2条1シャポー

"This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change …"

→どちらにも読める曖昧な表現

パリ協定における「共通だが差異ある責任（CBDR）」

協定2条2

" This Agreement will be implemented to reflect equity and the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances"

→単純なCBDRではなく、"CBDR-RC, in the light of DNC"。DNCに、二分論ではなく、国別の事情に応じた差異化のニュアンスを込める

→原則が先にあって協定がそれを反映するのか、協定の内容が先にあって原則はそれに反映されているのかが曖昧

二分論に立脚する枠組条約との関係や、CBDRの協定への反映方法が曖昧であり、LMDCによる二分論の主張につながった

②議題横断的な争点ー分野間の対称性（parity）

緩和＆支援

アフリカは2017年のCOP23以降、「緩和」と「資金」の対称性を追求

→資金の事前情報の隔年提出に関する「モダリティ」の議題化を提案。
資金に対して、緩和NDCと同様のプロセスを設けるという内容。
LMDCとの連名による提案を交渉文書に反映

緩和＆適応（特に適応支援）

AILACとアフリカグループが2018年5月のAPA1-5で、適応に関する情報を「事前」と「事後」に分割することを提案

→「適応」と「緩和」の対称性を追求

さらにアフリカグループは途上国の適応ニーズ・コストの集計を企図し、G77全体の支持を得て、提案を交渉文書に反映

異なる主張として、サウジアラビアが「適応・経済多様化による緩和コベネフィット」を（4条における）NDCと位置付けるべく、両者の境界を緩めることを複数議題で提案（※レジストリー、適応報告、緩和NDC）

②議題横断的な争点ー分野間の対称性（parity）

緩和＆適応＆支援
LMDCはパリ協定採択直後から、NDC（4条）のガイダンスは、
「緩和」だけではなく、「適応」と「支援」も扱うものと主張。
3条における**NDCの「フルスコープ」（＝緩和だけではなく、適応と支援も含む）**がその根拠　**→先進国は強く反対**

※協定3条と4条におけるNationally Determined Contribution（NDC）
3条　“As nationally determined contributions to the global response to climate change, all Parties are to undertake and communicate ambitious efforts as defined in Articles 4, 7, 9, 10, 11 and 13 （以下略）”

4条2　“Each Party shall prepare, communicate and maintain successive nationally determined contributions that it intend to achieve（以下略）”

⇒3条は、NDCは4条（緩和）、7条（適応）、9条（資金）、10条（技術）、11条（キャパビル）、13条（透明性）に定められた努力を指すものと規定。
4条は条文と交渉経緯を踏まえれば緩和を扱うことは自明であるものの、
文言上は4条におけるNDCを緩和に限るとの表現がない。
LMDCはこの点を捉え、4条NDCは、3条に従いフルスコープであると主張

途上国による対称性追求の背景

アフリカとAILACはかつての提案の実現が狙い
途上国の適応資金ニーズを「適応のグローバル目標」とし、
先進国による支援額の目安とすることをそれぞれ2013年と2014年に提案。
パリ協定では「定性的」なグローバル目標に留まったが、
グローバルストックテイクを通じた支援ニーズの合算を導きうる条文あり

LMDCは緩和の先行を牽制することが狙い
フルスコープ論を持ち出すことで、適応・支援の議題が進まないと、緩和の議題も進まないという構図に持ち込む

3. COP24・CMA1-3で合意されたパリ協定の実施指針

パリ協定実施指針を定める決定文書

協定締約国会合（CMA1-3）で一括採択された多数の決定

	緩和	資金支援	適応	その他
緩和ガイダンス	✓			
NDC登録簿	✓			
共通のタイムフレーム	✓			
対応措置				✓
6条関連事項	✓			
適応報告			✓	
適応登録簿			✓	
適応関連事項			✓	
9条5提出情報		✓		
適応基金		✓		
資金新目標		✓		
技術メカ定期評価				✓
技術枠組み				✓
教育・訓練				✓
透明性枠組み	✓	✓	✓	✓
グローバルストックテイク	✓	✓	✓	✓
実施・遵守の促進	✓	✓	✓	✓

本資料における指針内容の整理方法

多数の決定文書の内容を以下の項目に沿って整理

1. 緩和に関する実施指針

プロセスの設定、情報の特定、途上国への柔軟性の具体化、削減の国際移転

2. 資金支援に関する実施指針

プロセスの設計、情報の特定

3. その他の事項

適応、対応措置、ロス＆ダメージ、実施・遵守の促進

（※技術と教育・訓練は省略）

3-1. 緩和に関する実施指針

緩和に関するプロセスの設計

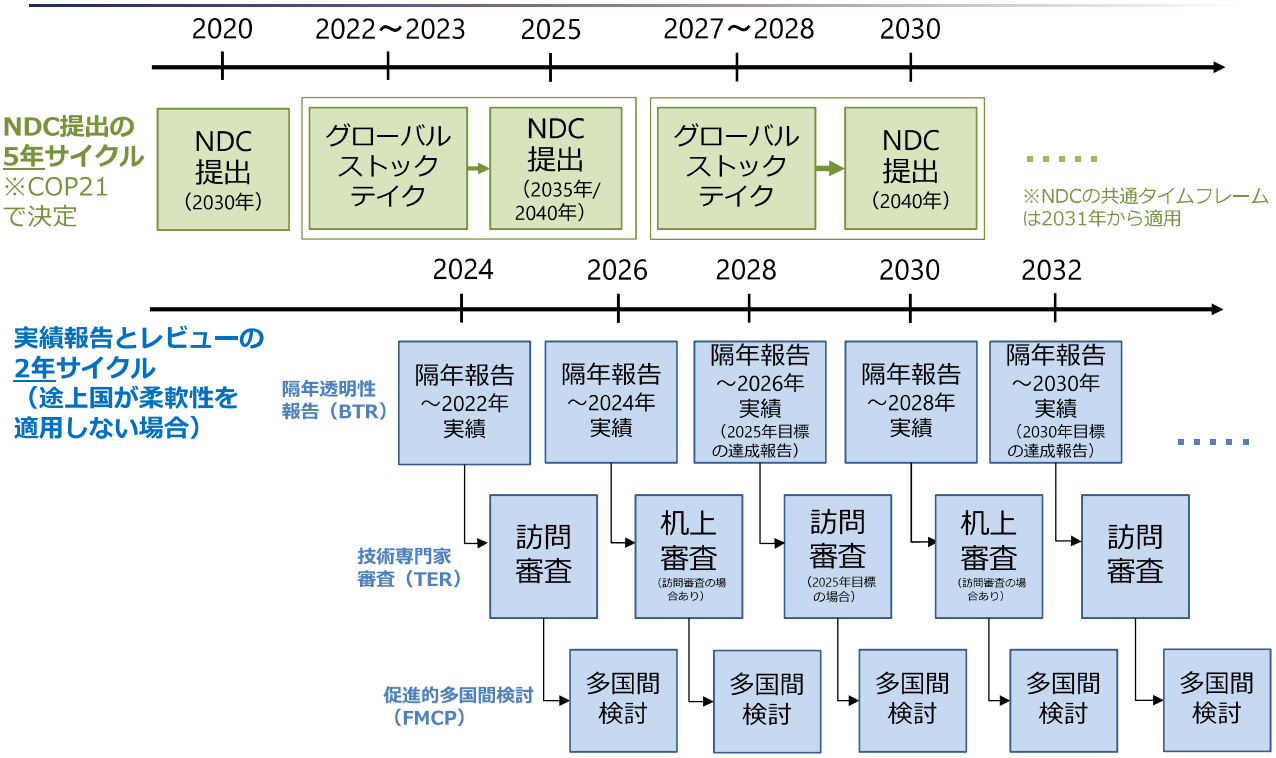

緩和に関するプロセスの設計

NDC提出の5年サイクル

COP21において、以下を決定済み

2023年から5年毎に実施するグローバルストックテイクにおいて、長期目標（2℃/1.5℃、今世紀後半の排出・吸収の均衡）の進捗状況を評価

これを踏まえて、2025年、2030年、2035年、・・・にNDCを提出

CMA決定（緩和ガイダンス）で以下を規定

NDC提出時に「グローバルストックテイクの情報をどのように活用したか」、「NDCが長期目標にどのように貢献するか」の説明を提示（※2期目以降から義務）

実績報告とレビューの2年サイクル

COP21において、以下を決定済み

隔年でNDCの進捗追跡に必要な情報を報告、報告に対して「技術専門家審査」を実施、さらに締約国間でも「多国間検討」を実施

CMA決定（透明性MPG）で以下を規定

隔年透明性報告を2024年に開始（同時に既存の報告・評価を置き換え）

技術専門家審査について、初回報告と目標年の報告には訪問審査。少なくとも10年に2回は訪問審査。それ以外は机上審査も可。NDCの適切性は技術専門家審査の対象外

緩和に関する情報の特定

NDC提出時に提示する情報（※国別の事前情報）

CMA決定（緩和ガイダンス）で、NDC定量化に資するものを含め、多数の項目を列挙

- NDCの参照指標の定量情報（基準年および目標年（as applicable）の定量値）
- 参照指標のデータソースと参照指標を更新する状況に関する情報
- 参照指標・ベースラインの構築に関する説明（重要パラメータ、前提、定義、モデル等）
- NDCが公平かつ野心的であることの説明　　など

2期目以降のNDCに適用義務。1期目のNDC（2030年目標 or 2025年目標）への適用は“strongly encourage”

隔年報告時に提示する情報（※国別の事後情報）

CMA決定（透明性MPG）で下記情報の提出を規定

①インベントリについて、「報告提出年の2年前まで」の実績値

②NDCの進捗追跡について、指標（indicators; 定性も可）の自己特定（※特定した指標が適切かどうかはレビュー対象外）、参照点における情報と最新時点の情報を毎回比較、目標年の実績報告の際にNDC達成可否を自己評価。これらを構造化されたサマリー（structured summary）の形式で提出

1期目のNDCから適用義務だが、一部に途上国への柔軟性あり（後述）

- アカウンティングのガイダンスは2期目以降のNDCから適用義務

緩和に関する情報の特定（続）

グローバルストックテイク（GST）で活用する情報（※世界全体の情報）

CMA決定（GSTモダリティと情報源）で、条約事務局がGSTのテクニカルアセスメントに向けて、各国が提出した情報等に基づき、世界全体の状況に関して、下記２件の緩和に関する統合報告（synthesis reports）を作成

①GHG排出・吸収の現状及び締約国による緩和努力（長期戦略含む）

②NDCの全体効果及びNDC実施の全体進捗

※緩和に関するその他の決定事項

①共通のタイムフレーム（※目標年と提出時期）

2031年以降のNDCに適用することを決定
何を共通のタイムフレームとするかは2019年以降も継続検討（合意期限を示さず）

②NDCの公的登録簿

現在の暫定登録簿を修正を加えた後に、公的登録簿とする
過去分のNDCも含めて、公的登録簿上にアーカイブして保存

透明性枠組みにおける途上国への柔軟性の具体化

柔軟性の変数は、①適用範囲（限定的⇔無制限）、②適用条件（厳格条件⇔無条件）、③適用期間（有期⇔無期）

大きな幅がある中で、CMA決定（透明性MPG）で下記に合意

①適用範囲：具体的に指定することで範囲を限定

- ✓ インベントリーのキーカテゴリ分析・不確実性評価・"not estimated"の使用・品質保証＆管理の要件緩和
- ✓ インベントリの対象ガスの限定（CO2, CH4, N2Oは義務。他のガスはNDCに含める場合と削減移転を行う場合を除き任意）
- ✓ 報告提出年の「3年前」までのインベントリ
- ✓ 訪問審査の代わりに集中審査（centralized review）を受けることを容認　等

②適用条件：自己決定（self-determined）。ただし、適用する柔軟性を明示し、能力上の制約を明確化することを義務付け（説明責任）
柔軟性適用の可否と能力の制約はレビューの対象外

③適用期間：制限なし。ただし、改善に要する時間枠の自己推定の提示を義務付け。自己推定はレビューの対象外

途上国が柔軟性を適用する場合の報告・レビュー

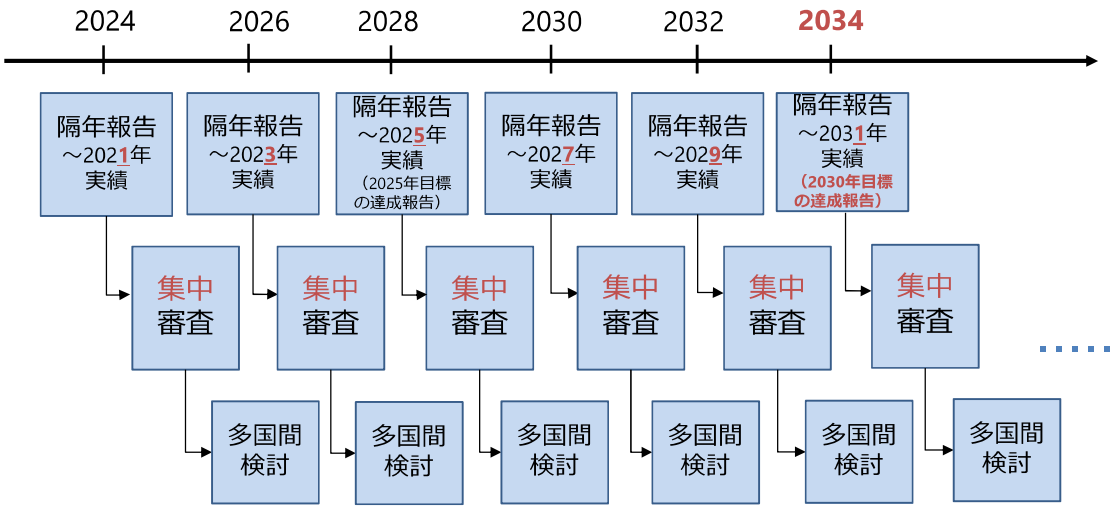

2030年の実績報告が2034年となり、
2030年目標達成を評価するタイミングが遅れる。
2033年のグローバルストックテイクにも反映されない

削減の国際移転について

6条（6条2、6条4、6条8）に関するガイダンスの採択は先送り

他方、削減の国際移転に際する二重計上防止について、透明性枠組みのMPGの中で報告要件を規定（パラ77(d)）

- NDCに対して削減成果の国際移転を用いる場合、またはNDC達成以外の目的に削減成果を用いることをオーソライズする場合、以下の情報を、6条の決定に整合的（consistent）な構造化されたサマリーを通じて報告しなければならない
  - ① NDCでカバーされた排出・吸収の年間実績値
  - ② 相当調整（移転した国際移転分の加算と利用・獲得した移転分の減算）後の排出・吸収を反映した排出バランス
  - ③ 6条の決定に整合的な他の情報
  - ④ 持続可能な発展をどのように促進したか、環境十全性と透明性をどのように確保したか、二重計上回避のためにロバストなアカウンティングをどのように適用したか

⇒6条ガイダンスの採択は先送りされたが、13条（透明性枠組み）の決定において、国際移転に関するルールの根幹である二重計上回避について、最低限の報告要件が定められた。（ただし、この報告要件は、将来採択する6条ガイダンスを予断しないとの但し書きも付された）

小括

COP21で定めた「NDC提出の5年サイクル」と「実績報告・審査の2年サイクル」という共通ルールを詳細化

- 5年毎に長期目標（2℃/1.5℃等）の進捗状況を評価。NDC提出時に長期目標（への寄与を説明（※適用義務は2期目以降）
- NDCの定量的参照指標と進捗追跡に用いる指標（※定性も可）の提出義務を規定（※参照指標の提出義務は2期目以降） ⇒総量目標以外のNDCの定量化を促進
- 途上国が柔軟性を適用する場合、2030年目標達成の評価時期に遅れ。2033年のグローバルストックテイクにも反映されない
- 6条ガイダンスは採択を先送りしたが、削減の国際移転の二重計上回避のための報告要件を別途設定

3-2. 資金支援に関する実施指針

資金・支援に関するプロセスの設計

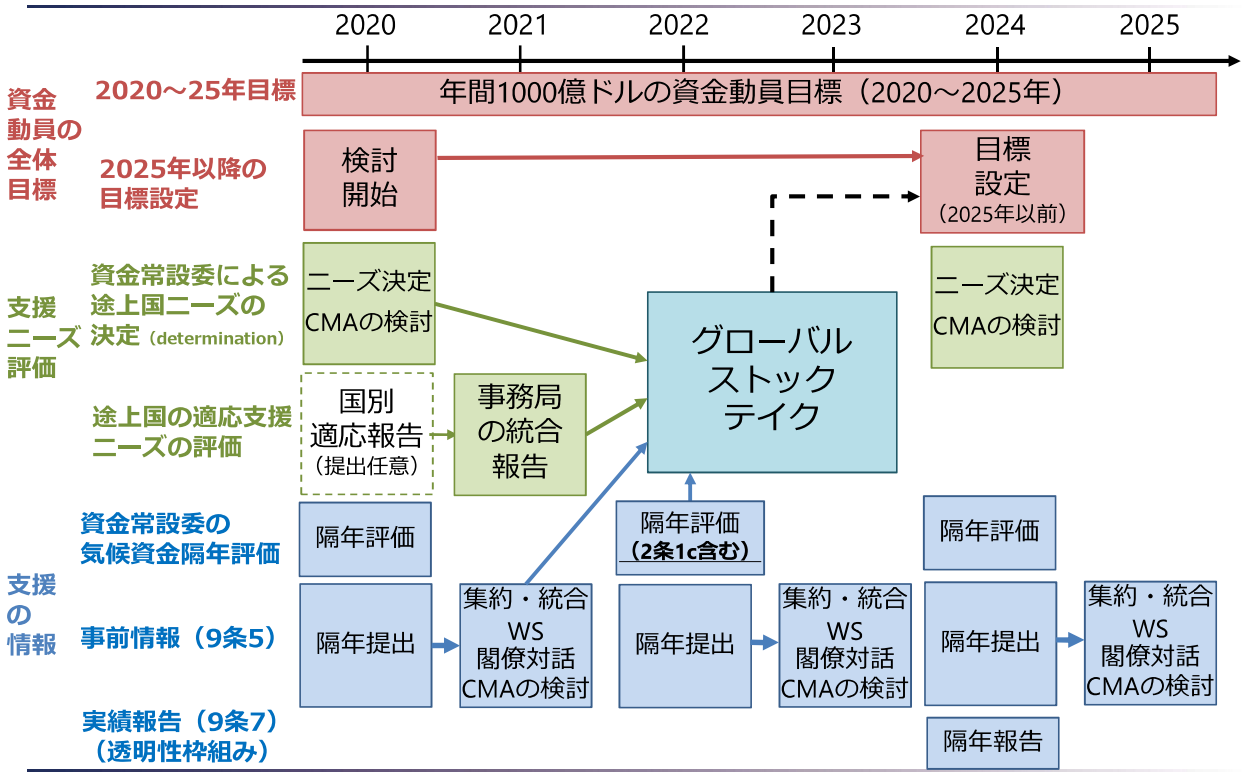

資金支援に関するプロセスの設計

2025年以降の資金全体目標の設定

- 2020年に検討開始。2025年に先立って決定
  - 2020年目標は、2009年に先進国が提示したもの。これを2025年まで継続
  - 2025年以降の目標は、CMAが設定。資金提供国の範囲は未定
- 目標の設定にあたって、途上国のニーズと優先事項を考慮。その際に、持続可能な開発と貧困削減努力の文脈における気候変動の脅威へのグローバルな対応の強化という目的（資金フローを低排出・気候強靭発展に整合させることを含む）を検討

グローバルストックテイクにおける全体進捗の評価

- 2022～2023年から5年ごと
- 協定の目的（**2条1(c)（資金フローを低排出・気候強靭発展に整合させること）**を含む）の達成に向けた全体進捗を評価
- 2025年以降の資金全体目標の設定とは直接的には紐付いていないが、時期が近いため、間接的な影響が予想される

資金支援に関する情報の特定

資金提供国が隔年提示する情報（※国別の事前情報＆事後情報）

- CMA決定（9条5情報特定、透明性MPG）で多数の項目を列挙
  - ✓ 事前情報（9条5）：途上国に提供される公的資金源の予測水準（as available）、資金フローを低排出・気候強靭発展と整合させる努力（＝2条1(c)）への資金支援等。情報の提出は義務（shall）だが、上記項目を含めるかどうかは“should”
  - ✓ 事後情報（透明性MPG）：二国間・地域等のチャネルと多国間のチャネルのそれぞれについて、年・金額・受領国・ステータス・財源・形態等。全ての項目を表形式で報告することが義務（※ただし、金額について、grant equivalent valueを提示するかは任意）

途上国の支援ニーズの評価（※途上国全体の事前情報）

- CMA決定（適応）とCOP決定（資金常設委員会報告）でニーズ評価を規定
  - ✓ 資金常設委員会による途上国ニーズ決定（determination）の報告書（4年ごと）
  - ✓ グローバルストックテイク向け統合報告書に途上国の適応支援ニーズを含める

2条1(c)に関連する情報

- 資金提供国の事前情報（9条5）に関連項目あり
- 資金常設委員会が4年ごとに2条1(c)に関する情報を整理

⇒これらの情報をグローバルストックテイクで利用

小括

パリ協定の枠内において、COP21時点では想定されていなかった新たなプロセスを設定

- ポスト2025目標の検討を2020年に開始することを新たに決定
- これに先立って、ニーズ評価、支援の事前情報の統合、これらのグローバルストックテイクにおける評価を実施　(cf. 2020～2025年目標は先進国の言い値)
- この検討の中に、2条1(c)（資金フローの低排出整合化）の要素を追加

3-3. その他の分野の実施指針

その他の分野における実施指針

適応（7条）

- 適応報告（adaptation communication）
  - ✓ 報告の要素を列挙。適切な場合には（as appropriate）、事前情報を含めることを招請
  - ✓ 様々な媒体（国別適応計画、NDC、透明性報告等）で報告可能
  - ✓ 2022年までに、適応委員会がIPCC WGIIの関与の下、追加ガイダンスを作成
  - ✓ 適応の公的登録簿に保存
- 各種報告書作成
  - ✓ グローバルストックテイク向けの統合報告書（事務局作成）に、途上国の適応努力及び支援ニーズ評価を含める
  - ✓ 適応ニーズ評価の方法論に関するテクニカルペーパーを適応委が2021年に作成
  - ✓ 適応に関する各種テーマの統合報告書を事務局が隔年作成

対応措置（4条14）

- 対応措置専門家のKatowice委員会を創設、対応措置フォーラムを支援

ロス＆ダメージ（8条）

- 関心のある国は透明性枠組みの下で観測された影響等を報告
- グローバルストックテイクにおいても検討可能

その他の分野における実施指針

実施・遵守の促進（15条）

- 促進的・非敵対的・非懲罰的な性質をもつ委員会を設置。委員は12名で地域割り
- 委員会による検討開始条件
  - ✓ ①NDCを提出・保持しない場合、②透明性枠組みにおける義務的報告を提出しない場合、③透明性枠組みにおける多国間検討に参加しない場合、④資金支援の事前情報を提示しない場合
  - ✓ 透明性枠組みにおける提出情報が透明性MPGと顕著かつ継続的に整合しない場合も、同枠組みの審査レポートの提言に基づき検討開始可能
- 委員会が採りうる措置
  - ✓ 当該国との対話、当該国が支援機関に関与することに対する支援・提言、行動計画作成の勧告と作成支援
  - ✓ 上記①～④の実施・遵守に関する事実関係の公表
- 制度的課題（systemic issues）の検討
  - ✓ 委員会は多数の国が直面する実施・遵守に関する課題を特定し、適切な場合にCMAに対して勧告を提示可能
  - ✓ CMAは委員会に対して、制度的課題の検討を要請可能

積み残し課題の検討と実施指針の見直し時期

積み残し課題の検討

COP24/CMA1-3で合意した指針に関連する詳細作業

- NDCの公的登録簿、適応報告の公的登録簿（2019年にconfirmation）
- 適応基金に関する京都議定書締約国会合（CMP）の決定（2019年）
- 透明性の隔年報告の表形式フォーマット等（2019年に検討開始、2020年に合意）
- 実施遵守促進の委員会の委員選挙（2019年）と手続き規則（2020年）

COP24/CMA1-3で合意しきれなかったものの継続検討

- NDCの共通タイムフレーム（2019年も継続検討、合意期限なし）
- NDCの特徴（2024年に検討）
- 6条（削減の国際移転等）のガイダンス（2019年に継続検討、同年が合意期限）

今回合意された実施指針の見直し時期

NDCの情報・アカウンティングのガイダンス → 2027年に見直し開始、2028年に決定

適応報告のガイダンス → 2025年にストックテイク、必要に応じて改定

資金支援の事前情報 → 2023年に更新を検討

透明性MPG → 2028年までに初回の見直しと更新

実施遵守促進のモダリティと手続き → 2024年に初回の見直しと更新

3-4. 合意に反映されたバランス

各国意見の合意への反映①

各国の際立った主張

NDC定量化に資する情報項目：先進国等の主張を踏まえ、NDCガイダンスに多数の項目を盛り込み。透明性MPGにも進捗追跡の指標を規定

NDCの情報に関するガイダンスの適用時期：LMDCの主張通り、2期目以降のNDCに適用義務。ただし、1期目への適用も"strongly encourage"

適応・経済多様化の緩和コベネフィット：サウジアラビアの主張を踏まえる形で、緩和に関する決定と適応に関する決定に関連規定を盛り込み

対応措置：サウジアラビアの主張を踏まえつつ、新たな委員会を創設

削減の国際移転：合意を先送り。ブラジルの主張の採否も先送り

ロス＆ダメージ：LDCsとAOSISの主張を踏まえつつ、透明性枠組みの報告事項とグローバルストックテイクにおける検討事項として盛り込み

2025年以降の資金目標：途上国の主張を踏まえ、2020年に検討開始を決定。その際、EUの主張を踏まえ、2条1(c)の側面を検討

グローバルストックテイクにおける衡平：テーマ横断的に検討されることになったが、インドは不十分として「留保」（※COPの報告書にインドの立場を記載）

各国意見の合意への反映②

共通化・差異化・途上国配慮

透明性における途上国への柔軟性：適用範囲・適用条件・適用期間のいずれも中間的な決着。ただし、米国は高く評価（**※57頁**）

NDCに関するガイダンス：先進国の主張通り、二分論を適用せず、共通ルール化

分野間の対称性

資金支援に関するプロセス：2015年時点では見えていなかったプロセス（**※42頁**）を明確化することで、分野間の対称性を強化。途上国の主張に寄る。アフリカ諸国の主張も部分的に反映

NDCに関するガイダンス：先進国等の主張通り、内容は緩和限定。ただし、決定前文で3条を"recall"。LMDCの主張反映はごく限定的

多くの国・グループの意見を幅広く実施指針合意に反映

米国務省の声明

COP24開始時点の声明（2018年11月29日）

「米国は可能になり次第、速やかにパリ協定から脱退する意向」

「米国の利害に資するlevel playing fieldを確保するために、パリ協定関連のものを含む交渉に参加」

COP24終了直後の声明（2018年12月15日）

「パリ協定に関する政権の立場は変わらない」

「米国は交渉成果を留意（take note）し、交渉官の激務を高く評価する。その成果は、**経済的な競争相手に対し、米国が1992年以降に満たしてきた水準と一貫した方法で、排出量報告の説明責任を課す重要な一歩**である」

「米国はパリ協定を支えるためのいかなる負担や資金面の誓約を負わない。気候に関する合意を富の再分配装置として用いることを認めない」

→経済的な競争相手に対し、排出量報告の説明責任の点において、米国がUNFCCCの下で負う水準を課す方向に進んだとの評価。今回の合意は協定脱退を思いとどまらせるものではなく、協定における資金支援にも依然として反対だが、**実施指針は協定残留・復帰の妨げにはならないことを示唆**

合意全体のバランス

パリ協定という国際条約の下での指針であり、
協定を書き換えるものにはなりえない。
しかし、その制約下でも、指針がとりうる設計には大きな幅
→今回の着地点が幅のどこに位置するか？

各国の主張と合意内容の対応をみると、
多くの国の主張をバランスよく反映している

- 先進国の主張通り、緩和に関するルール共通化を維持。透明性における途上国への柔軟性にも一定の歯止め
- 各途上国グループの際立った主張にも概ね対応

ただし、資金のプロセスは実施指針を通じて新たに浮かび上がったもの。2015年時点より途上国側の主張に寄った

2015年のバランスと2018年のバランスの比較

2015年時点（COP21）のバランス
①パリ協定＆1/CP.21、②各国のNDC、③先進国の資金約束（※緑の気候基金（GCF）への拠出を含む）の3点セット

2017年6月1日のトランプ大統領のパリ協定脱退意向表明
協定からの脱退意向だけではなく、
緑の気候基金（GCF）への拠出停止も宣言
→大半の途上国は（名指しこそしないものの、）
「バランス」が崩れたと認識。実施指針交渉において対称性の主張台頭

2018年（COP24）時点のバランス
2018年10月のGCF理事会において、増資プロセスを開始し、
2019年10月までに増資プロセス完了を目指すことを決定
→米国の拠出停止の悪影響を多少緩和も、
資金のプロセスについては途上国の主張に寄った内容に

【参考】気候変動枠組条約との関係に関する記載

両条約の関係
Cover decision（COP及びCMA）と透明性枠組みに関する決定の前文に、**“the Paris Agreement, adopted under the Convention”** と記載
→依然として、どちらにも読める曖昧な表現

共通だが差異ある責任（CBDR）
Cover decision（CMA）と透明性枠組みに関する決定の前文で、CBDRが書かれている協定2条2を”recall”
→協定2条2の曖昧さをそのまま継承

4. 考察
－パリ協定の実効性と今後の見通し

4-1. パリ協定の実効性

協定の実効性を支える社会的圧力とその類型

パリ協定の実効性を高めるのは、法的拘束力ではなく、国家に作用する社会的圧力

社会的圧力を左右する要因には3つの類型

(1)パリ協定・COP21決定による要因
(2)協定実施指針による要因
(3)合意の外側にある要因

(1)パリ協定・COP21決定による要因

①NDC同時提出による関心強化

NDC策定前にグローバルストックテイクを実施し、
提出時期を５年毎に世界全体で揃えることで国際的な関心を高める。
（※提出時期：2020年のCOPの1～3か月前まで、
2025年のCOPの1～3か月前まで、・・・）
特に提出時期を短期間（実質3か月）に絞った点が重要で、主要国の目標とエネルギー政策が５年毎に国際的な関心事になる仕組みが埋め込まれた

②NDCの全体効果の分析

各国が提出したNDCを積み上げた結果が長期目標（2℃/1.5℃）と整合するかどうかを、条約事務局が分析する（次頁）。
ただし、**世界全体での分析であり、国別には評価されない。**
そのため、各国にかかる社会的圧力は弱い

条約事務局によるNDC全体効果の分析

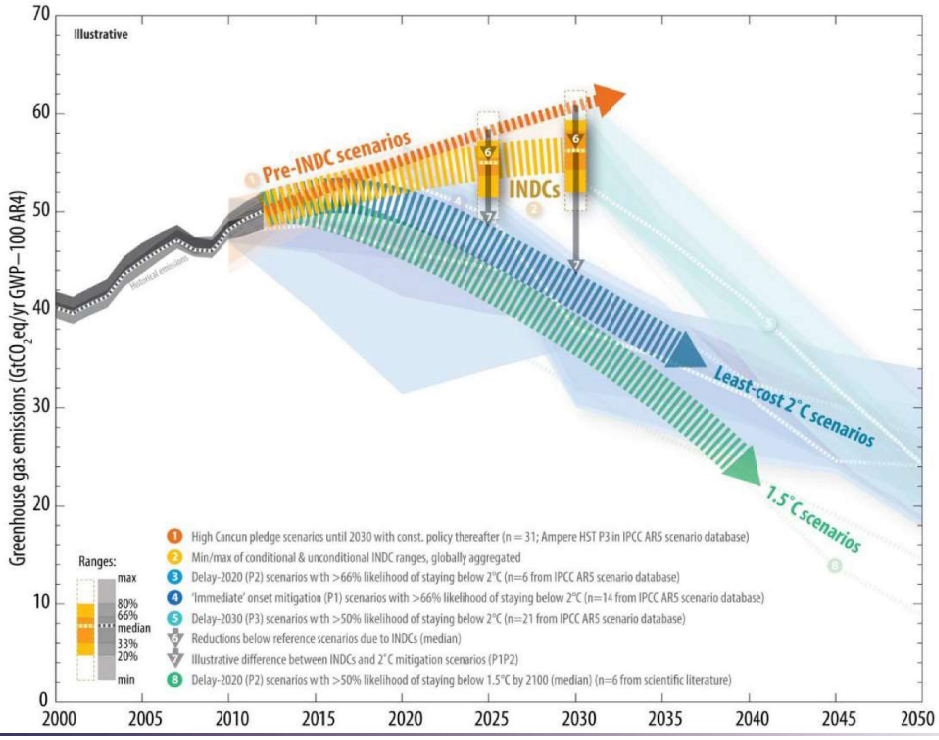

(2)協定実施指針による要因

①NDCによる長期目標への貢献についての情報提示義務

NDC提出時に**「NDCによる長期目標への貢献」**の情報提示を義務付け。
ただし、義務的な適用は2期目以降のNDCであり、1期目のNDCについては"strongly encourage"に留まる（→**全ての国への義務化は2025年**）

※2015年に2030年目標を提出した国は、2030年目標が1期目のNDCであり、2020年に2030年目標を再提出または更新。2025年に2期目のNDC提出
2015年に2025年目標を提出した国は、2025年目標が1期目のNDCであり、2020年に2期目のNDCとして2030年目標を提出

②NDC実施状況の透明性強化と途上国への柔軟性による限界

NDCの進捗を追跡する仕組み（報告＆審査）を具体化し、透明性強化。
ただし、途上国が柔軟性を適用する場合、**2030年目標達成の評価時期が2034年**となり、2033年のグローバルストックテイクに反映されず、
途上国が受ける社会的圧力が弱まるおそれ

③資金支援に関するプロセス設定の影響

2020年代前半のCOP/CMAと2023年のグローバルストックテイクでは
資金目標が主たる関心事になる可能性。支援の見通しが高まることで途上国が取り組みを強化するかもしれないが、**削減への関心が逸れるおそれも**

(3)合意の外側にある要因

①気候変動を取り巻く世界情勢

気候変動を取り巻く主要国の政治情勢が5年毎のNDC提出時期にどうなっているかは、その時点の社会的圧力を大きく左右
（※前回提出時（2015年）は米国のオバマ政権がレガシーをかけていた）

②アピール合戦の場としてのCOP

近年、**COPが各国の取組みや非国家主体の取組みをアピールする場に変容。**
2019年以降は交渉テーマが大幅に減少するため、この傾向にさらに拍車。
ただし、**交渉要素が薄いCOPに、どれほどの関心が集まるかは未知数**

③NGO等によるNDCの評価

協定の中にはNDCの適切性を評価する仕組みは存在しないが、**NGO等が協定の外側でNDCの評価を実施・公表**し、国家への社会的圧力を補完

パリ協定の実効性の事前評価

社会的圧力を生み出す仕組み・要因は多岐にわたるが
それぞれに限界がある
→長期目標（1.5℃/2℃等）の達成は保証されないが、
何もない場合と比較すれば、温暖化は抑制されるだろう

社会的な圧力に対する反応度は、国によって異なる。
パリ協定の仕組みの下では、この違いが各国の対応を分ける
→反応度が高い国に負担がかかりやすい構造

環境と経済の好循環を実現できるようになれば、
アピール合戦を越えて、
ベストプラクティスの普及促進に寄与しうる
→好循環の実現はパリ協定が作るものではなく、
各国レベルで実現していくもの

4-2. 今後の見通し

当面のスケジュール（2019年～2025年）

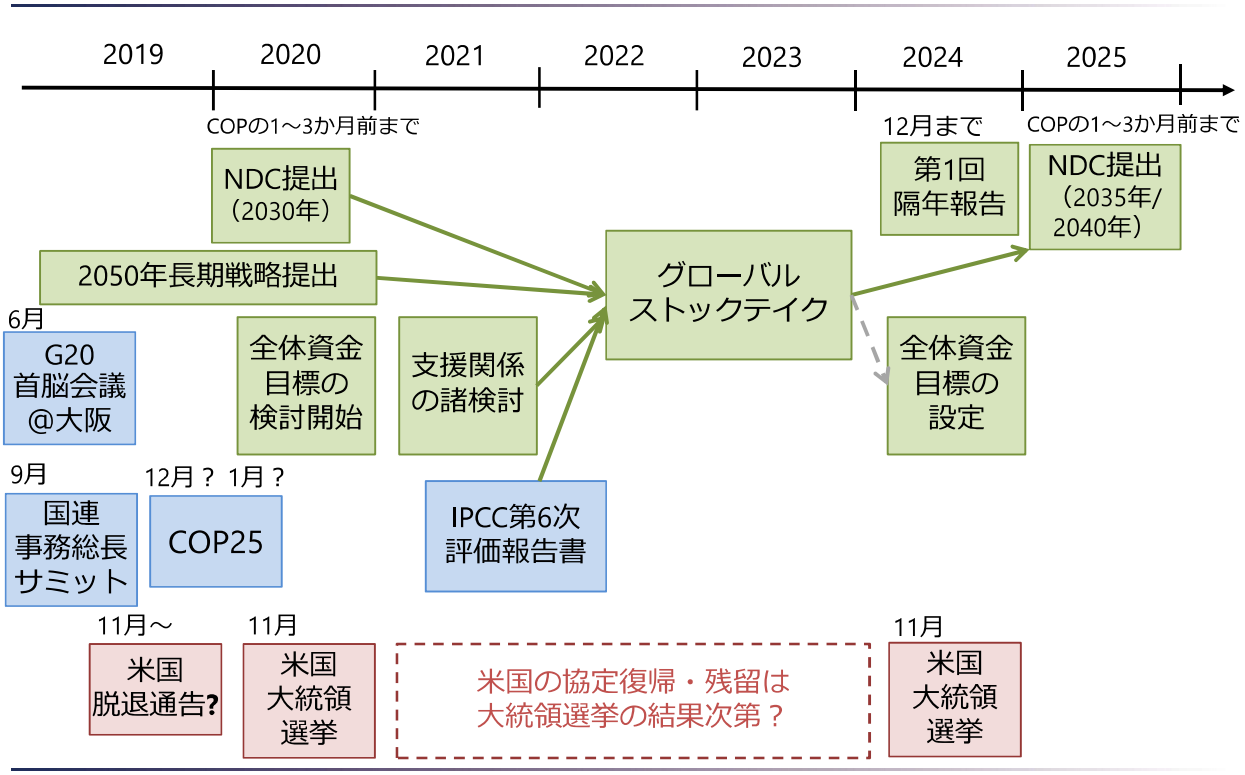

①2020年のNDC提出を取り巻く状況

前回提出時（2015年）と比べると政治情勢は大きく変化

2015年：オバマ政権が気候変動問題にレガシーをかけていた
2020年：トランプ政権が協定脱退を正式通告している可能性。強国の中に協定と距離をとる国も。独・仏の指導力低下。中国も排出量が再増加？

社会的な圧力を働かせる機会は存在

国連事務総長サミット（2019年9月）※COP24決定でこの場での野心強化提示を呼びかけ
補助機関におけるIPCC1.5℃特別報告書の検討（2019年6月）
NDCと長期目標の関係についての説明情報の提出（※1期目の場合、任意）
High Ambition Coalitionの形成（※NDC強化を呼びかける有志国の連合体）

米国大統領選挙の影響は未知数

提出時期は2020年1月～3月まで。大統領選挙は同年11月3日
カリフォルニア州は2020年の大統領選挙予備選の日程を6月から3月に前倒し。トランプ政権が協定脱退を正式通告した場合、気候変動が争点の１つになり、この時期までに民主党の各候補が、オバマ前政権の長期戦略と整合的な2030年目標（たとえば2005年比40%減）を掲げている可能性も

パリ協定と距離をとる強国

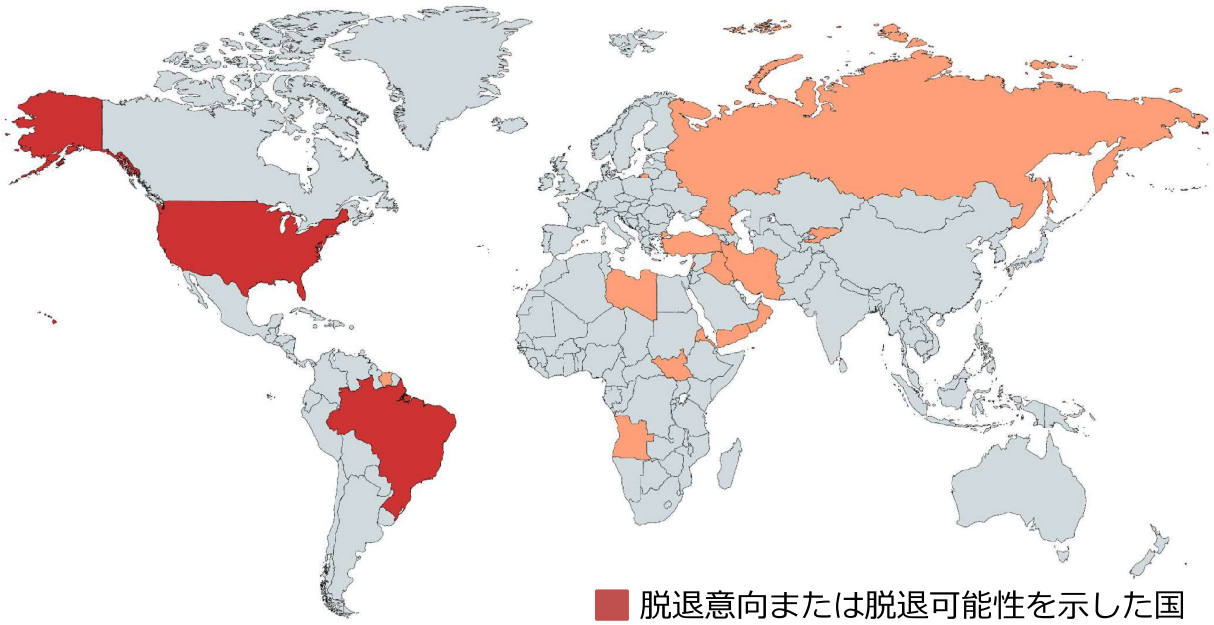

脱退意向または脱退可能性を示した国
未批准国（2019年1月7日時点）

※mapchart（https://mapchart.net）を用いて作成

ドイツ・フランスの首脳の影響力低下

ドイツ　メルケル首相

2018年10月の地方選敗北直後に2021年の任期満了で首相退任と表明

フランス　マクロン大統領

2018年11月に燃料税引き上げを契機とするイエローベスト運動が勃発。一部が暴徒化

マクロン大統領の支持率も20%台前半まで大幅低下

気候変動対策をリードしてきた両首脳の政治的影響力が大幅低下

中国のCO2排出量の再増加

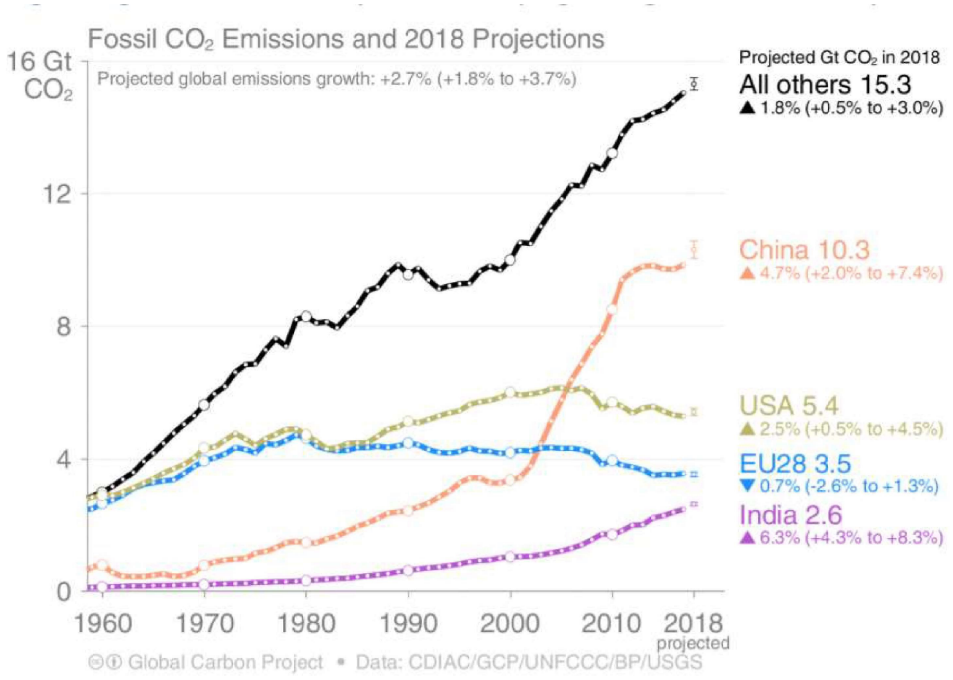

出典：Global Carbon Project (2018), Global Carbon Budget 2018

オバマ政権による2050年長期戦略
（2016年11月発表）

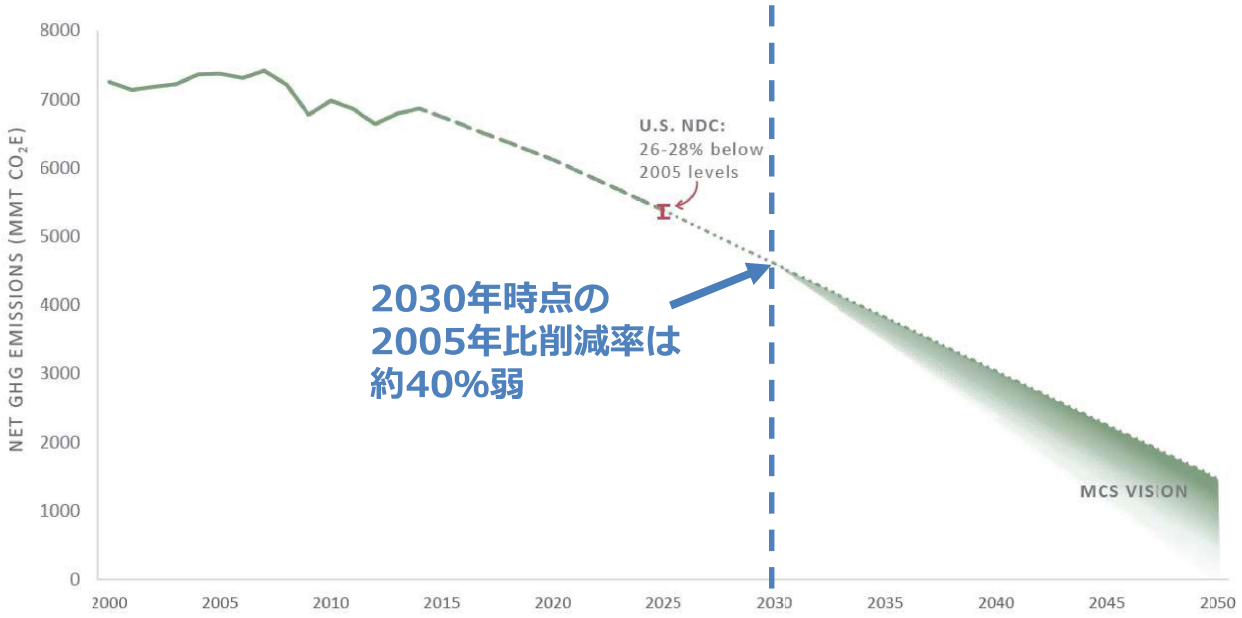

出典：”United States Mid-Century Strategy for Deep Decarbonization”

②2025年のNDC提出を取り巻く状況

全ての国にNDCと長期目標の関係についての説明義務
NDCの共通のタイムフレームについて交渉継続中
（2035年目標とするか、2040年目標とするか、その両方とするか）
2040年の場合、2050年まで残り10年。長期目標との整合をどう説明するか

IPCC第6次評価報告書（2021年～2022年に順次公表）
WGI（2021年4月）、WGII（2021年10月）、WGIII（2021年7月）
統合報告書（2022年4月）　→気候感度等の評価がどうなるか？

米国と中国
米国：2021年～2024年の状況（協定残留・復帰を含む）は
2020年の大統領選挙の結果次第。
NDC提出期限が2024年の大統領選挙・2025年の新政権発足の直後
（※大統領選挙の4年サイクルとNDC提出の5年サイクルが交わる）
中国：2030年CO2ピーク後の目標は総量削減目標になるのか？

イノベーションの進展、温暖化影響の拡大、・・・

米国の協定残留・復帰を巡る不確定要素

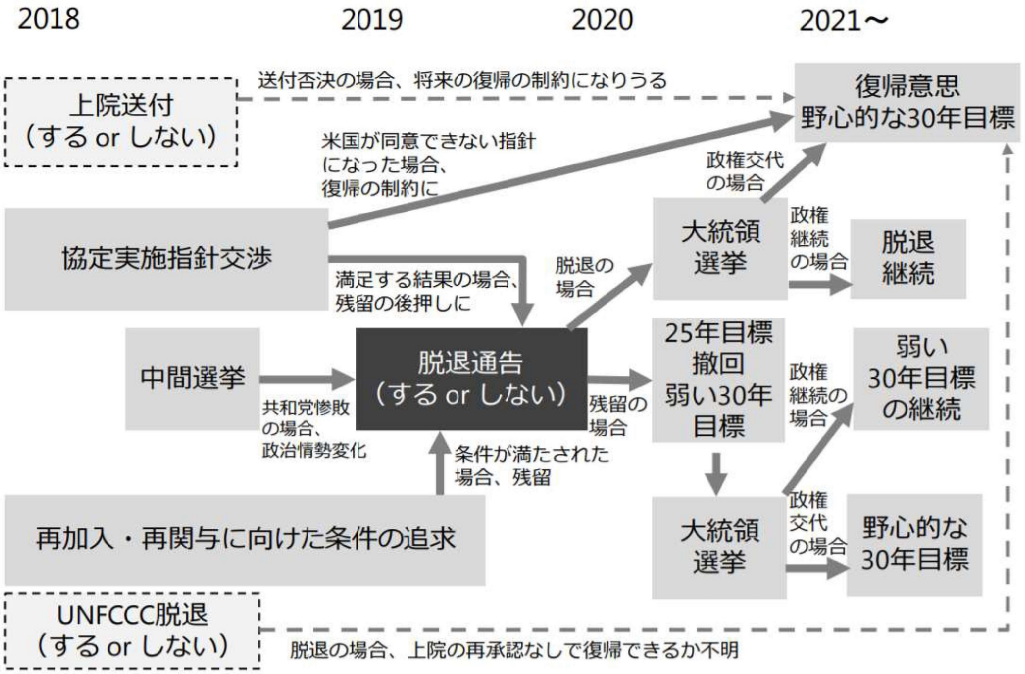

出典：上野（2018）「トランプ大統領のパリ協定脱退表明をどう捉えるか」『電力経済研究』No.65, 67-81頁.

③資金全体目標を取り巻く状況

2025年に先立って設定（2024年？）→検討期間が長い

「途上国の支援ニーズ」及び「2条1(c)（資金フローの低排出整合）」を時間をかけて検討。2022～2023年のグローバルストックテイクでも検討

資金提供国の範囲をどうするか

2020～2025年目標における資金提供国は「先進国全体」
2026年以降の目標については、COP21決定で明示されず
→資金提供国の範囲を拡大することは可能か？
（※「先進国＋α」　または　「先進国の定義の拡大」）

資金フローの低排出整合をどのように関連させるか

資金常設委員会（SCF）が2022年に資金フローを検討
官民・国内外を問わず、さまざまな資金をグリーン・中立・ブラウンに色分けし、ブラウン・中立からグリーンへの転換を促す方向になる可能性。
その場合、「グリーン」「ブラウン」の定義が重要
　cf) EUのサステナブルファイナンス法制化におけるタクソノミー等
この検討と資金全体目標をどのように関連付けるのかは現時点では不明

資金常設委員会による資金フローの検討（2018年）

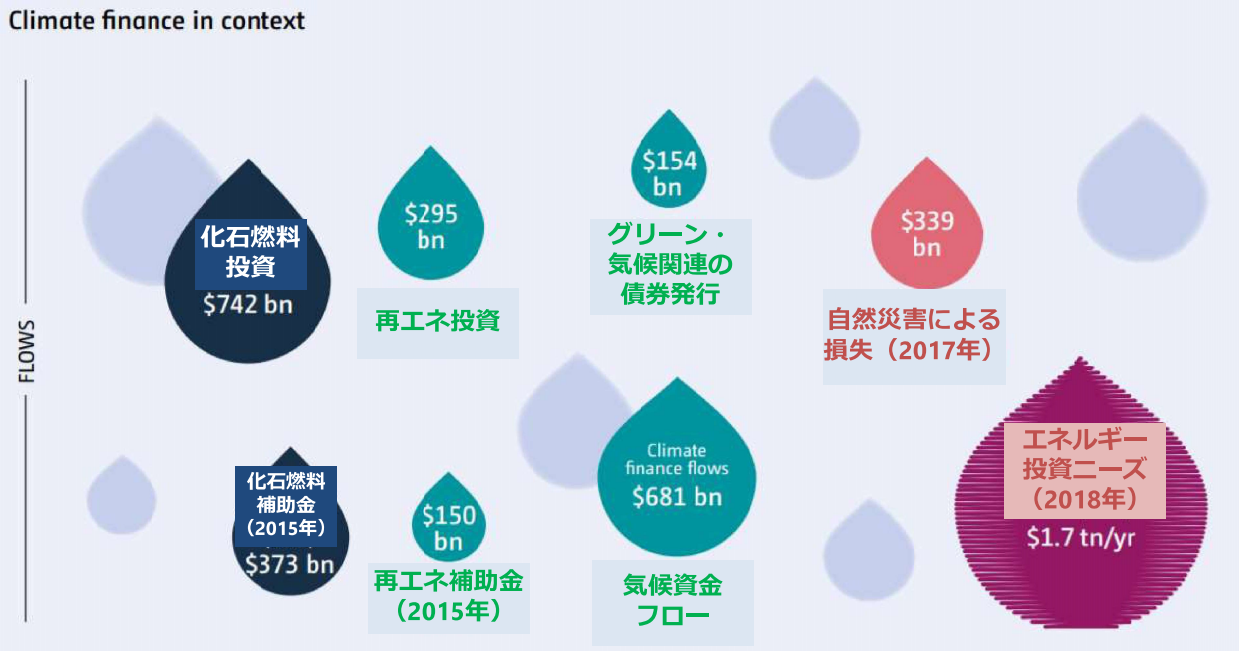

出典： Standing Committee on Finance (2018), "2018 Biennial Assessment and Overview of Climate Finance Flows technical report"

資金常設委員会による資金フローの検討（2018年）

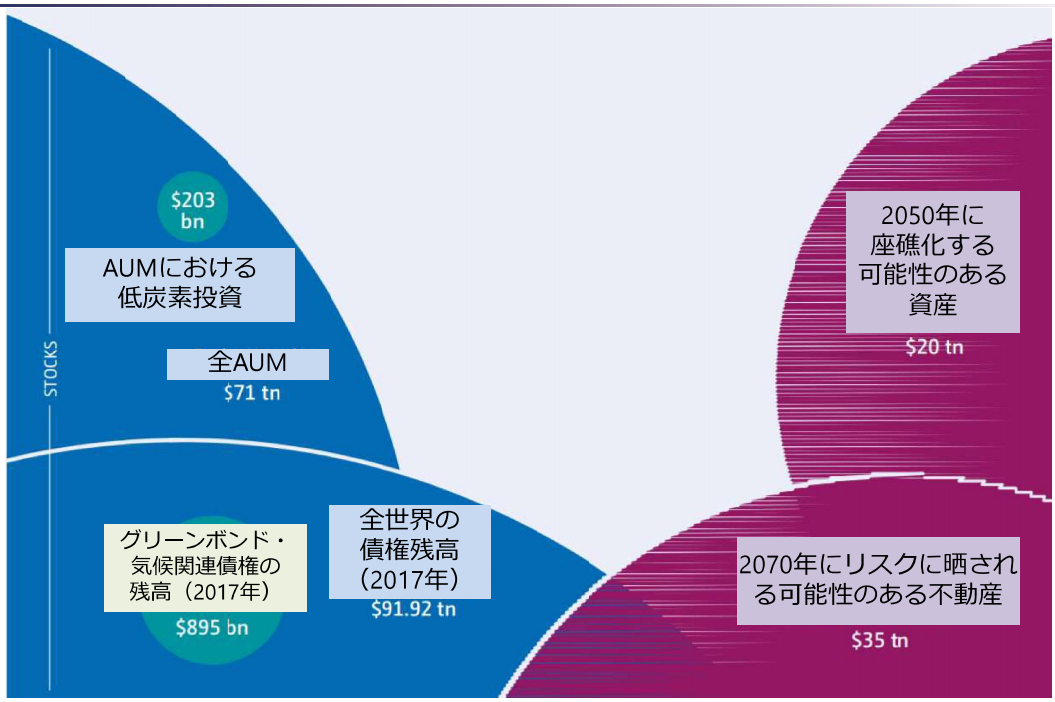

出典： Standing Committee on Finance (2018), "2018 Biennial Assessment and Overview of Climate Finance Flows technical report"

（AUM：Assets under management）

【参考】G20と気候変動

G20は2008年から毎年首脳会議を開催しているが、
国連の交渉プロセスを補完する役割を担ってきた

・2009年@米：**非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト**
（※非効率補助金の定義やフェーズアウト時期の言及なし）

・2012年@墨：**G20 Climate Finance Study Group**の創設

・2014年@豪：**日米がGreen Climate Fundに対する拠出を宣言**（※直前に北京にて、米中共同声明）

・2015年：財務大臣・中央銀行総裁会議の要請が契機に、**TCFD総説**

・2016年@中：**G20 Green Finance Study Group**の創設
（※2018年にSustainable Finance Study Groupに改称）

・2017年@独：**米国以外の19か国がパリ協定へのコミットメント**を表明し、「成長のための気候・エネルギー行動計画」に合意。**米国は化石燃料のクリーン・高効率利用に向けて他国と協力**と表明

⇒**ファイナンス関係の取り組みが目立つ。2019年はどうなるか？**